

許可権者の区分

広告物の種類	許可権者	
	武蔵野市長	多摩建築指導事務所長
広告板（屋上・地上）	×	○
広告板（壁面）	表示面積20平方メートル以下のもの	表示面積20平方メートルを超えるもの
広告板（突出）	1. 1面の表示面積が10平方メートル以下のもの 2. 3面以上は総面積20平方メートル以下のもの	1. 1面の表示面積が10平方メートルを超えるもの 2. 3面以上は総面積20平方メートルを超えるもの
広告塔	屋上階高・地盤面より高さ2m以下のもの	屋上階高・地盤面より高さ2mを超えるもの
小型広告板、アーチ、装飾街路灯、店頭装飾	×	○
広告幕、立看板等、広告旗、はり紙、はり札等	○	×
アドバルーン	電飾でないもの	電飾のもの
電柱・街路灯柱利用、標識利用、車体利用	×	○
屋外広告物表示・設置届の受理	×	○